



2019 年度ウェルネスセンター報告書

2019 年度ウェルネスセンター報告書

< 目次 >

目次	1
I. ごあいさつ	2
II. ウェルネスセンター健康相談室報告書	4
1. 健康相談室年間主要業務カレンダー	4
2. 健康相談室概要	5
3. 健康相談室業務内容	5
4. 健康相談室の利用状況	5
5. 学生定期健康診断	7
6. 備品・施設等の整備	9
7. 講習会・キャンペーン等の実施	9
III. ウェルネスセンター学生相談室報告書	11
1. 学生相談室概要	11
2. 学生相談室業務内容	11
3. ウェルネス・サロン	11
4. 学生相談室の利用・活動状況	12
IV. ウェルネスセンター学生寮報告書	19
1. 学生寮年間主要業務カレンダー	19
2. 学生寮概要	20
3. 学生寮業務内容	20
4. 学生寮の利用者数	21
5. 年間総括	22
(編集後記)	22
白百合女子大学ウェルネスセンター規程	23
白百合女子大学ウェルネスセンター運営委員会規程	25
白百合女子大学ウェルネスセンター所属員のためのガイドライン	27
白百合女子大学ウェルネスセンター支援者のためのガイドライン	30

I. 2019 年度ウェルネスセンター報告書 ご挨拶

ウェルネスセンターの2019年度報告書をお届けします。

センター設立からまだ3年目ですが、センターとしてのまとまりを意識した活動が少しずつですが、できるようになってきています。2019年度は、そうした活動の一つとして、ウェルネス・サロンの企画を立ち上げ実施いたしました。学生や教職員の皆様の健康の維持・促進に役立てていただくことを主な目的として、心身の健康に関する話題を定期的にお届けする企画です。パンフレットのような配布物ではなく、学生ホール（フォンス・ヴィーテ）の一角を使い、スライドを示しながら口頭で解説する形式としました。ウェルネスセンターの各部門のスタッフが、交替で自分の専門領域の話題をお話ししました。1年目ということもあってか、参加する人は多くはありませんでしたが、今後も続けていきたいと思っています。

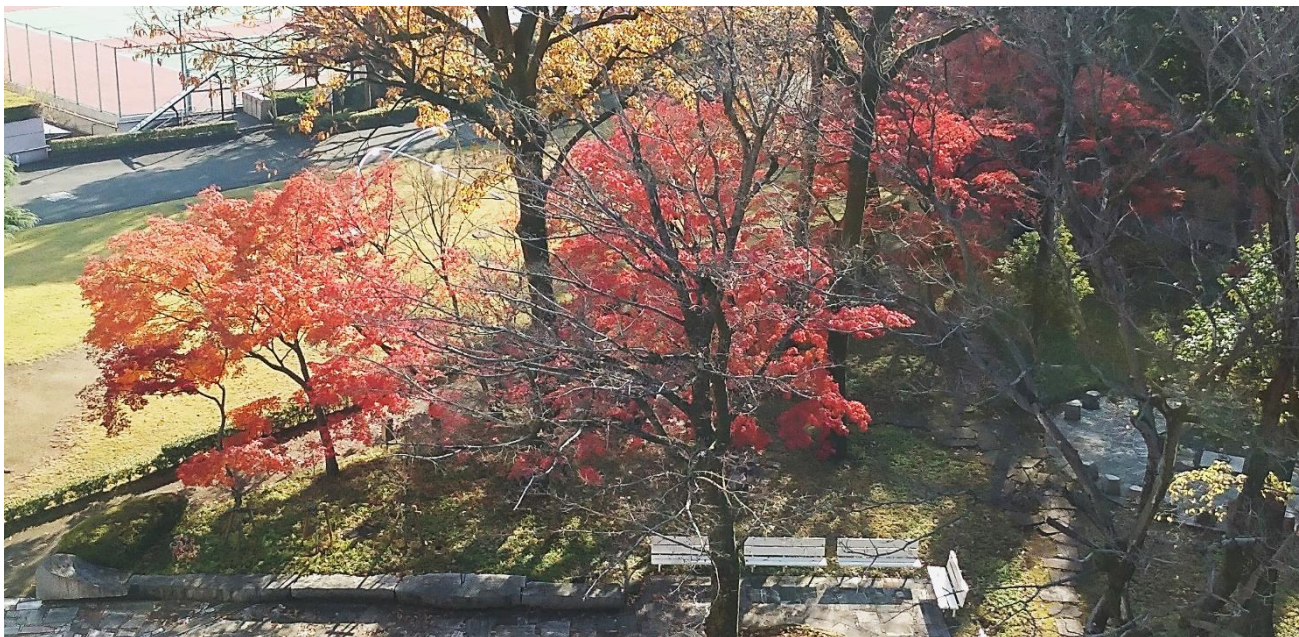
2019年度も、センターの各部門は例年と同様の活動を行いました。健康相談室ののべ利用者は、センター立ち上げの2017年度から毎年利用者数が増加している状況です。学生相談室の利用者数は、実数としては微減状況ですが、面接回数はほぼ横ばいであり、一人あたりの面接回数が増えてきていることがうかがえます。

心身の相談室は利用されないに越したことはないのですが、一方で、早めの対応という視点からは、センターの両相談室の利用状況が増えていることは、もしかすると案外望ましい側面もあるのかもしれないとも思っています。相談室利用状況の経時変化について、今後も注視していきたいと思えます。学生寮では、施設・備品の修理・修繕への対応について一定の基準を定め、迅速に対応できるようにしました。なお、2019年度末、新型コロナウイルス感染症が我が国でも表面化し、例年実施している寮の行事の一部ができない状況も発生しています。

ウェルネスセンターの1年間の活動状況をご覧いただき、忌憚のないご意見をいただけますれば幸いです。

（2019年度末、新型コロナウイルス感染症の流行が見られ、上述のように学生寮ではその影響が見られました。一方、新型コロナウイルス感染症への対応のほとんどは、2020年度に本格的に行われましたので、ウェルネスセンターの新型コロナウイルス感染症対策につきましては、2020年度報告書でご報告させていただきます。）

ウェルネスセンター長 宮本信也



2019 年度ウェルネスセンター報告書をお届けいたします。「石の上にも三年」と申しますが、2016 年に産声を上げたセンターも、よちよち歩きではございますが、ようやく自分の足で歩き始めました。

今年度は、障害のある学生のために、「守秘のガイドライン（※巻末）」が整備されたことは、大きな変化です。これにより、より充実した相談や支援が積極的にできるようになることを期待しています。また、学生相談室においては、「ウェルネス・サロン」を開設し、学生や教職員に心身の健康に関して、気軽に身近な話題を提供しています。

来年度は、「支援申請書」をはじめとした運用のための様式整備に取り組み、より配慮の申請や手続きが簡便化されることを計画しています。

ウェルネスセンターは、本学の皆様の心身の健康維持のために、これからも誠心誠意努めてまいります。今後共、よろしくお願いいたします。

ウェルネスセンター 事務室長 川井扶佐子



Ⅱ. ウェルネスセンター健康相談室活動報告

1. 健康相談室年間主要業務カレンダー

月	事 項
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ■入学式（傷病者・要支援学生の対応） ■学生定期健康診断の実施
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ■学生定期健康診断有所見者対応 ■熱中症対応準備
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ■2019 年度オープンキャンパス（傷病者・要支援学生の対応） ■熱中症キャンペーンの実施 ■アルコールパッチテストキャンペーンの実施
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ■大学院内部進学選考（傷病者・要支援学生の対応） ■車イス・AED・衛生用品販売機等の学内設置備品の点検 ■教職員健康診断の案内と申込者対応
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ■健康相談室常備薬点検 ■学生・教職員対象の普通救命講習会の実施 ■リネン類の定期交換
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ノロウイルス予防対策と対応準備 ■学生インフルエンザ予防対策と対応準備
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ■教職員定期健康診断の実施 ■白百合祭における食中毒対策支援 ■AO・社会人・帰国子女入試（傷病者・要支援学生の対応） ■授業連携における救命講習会の実施（2回）
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ■教職員ストレスチェックの面談対応 ■推薦・編入・大学院入試（傷病者・要支援学生の対応） ■教職員インフルエンザ予防対策 ■授業連携における救命講習会の実施（1回）
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ■次年度学生健康診断の告知開始 ■多摩府中保健所への結核健康診断報告 ■教職員健康診断結果報告書作成 ■冬季キャンパスガイダンス（傷病者・要支援学生の対応） ■教職員栄養サポート・ランチセミナーの実施
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ■救急箱点検 ■車イス・AED・衛生用品販売機等の学内設置備品の点検
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ■一般入試・大学院入試（傷病者・要支援学生の対応） ■リネン類の定期交換 ■新型コロナウイルス感染症対策
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ■卒業式（傷病者・要支援学生の対応）：中止 ■次年度要支援学生の支援内容確認 ■「健康相談室ガイド」の全学年配付 ■新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため2020年度学生健康診断延期決定

2. 健康相談室概要

(1) 場所

- ・ 2号館 1階

(2) 開室日と開室時間

- ・ 開室日時：月～金曜日 8:30～17:00（閉室：土日、開講日を除く祝日）
- ・ 受付時間：同上

(3) スタッフ

- ・ 校医（内科医 1名）：（木） 9：30～13：00
- ・ 看護師（非常勤 1名）：（月）（水）（木）（金） 8：30～17：00
- ・ 事務職員（専任 1名、非常勤 1名） 8：30～17：00（※非常勤職員は 9:00～17:00）

(4) 室内概況

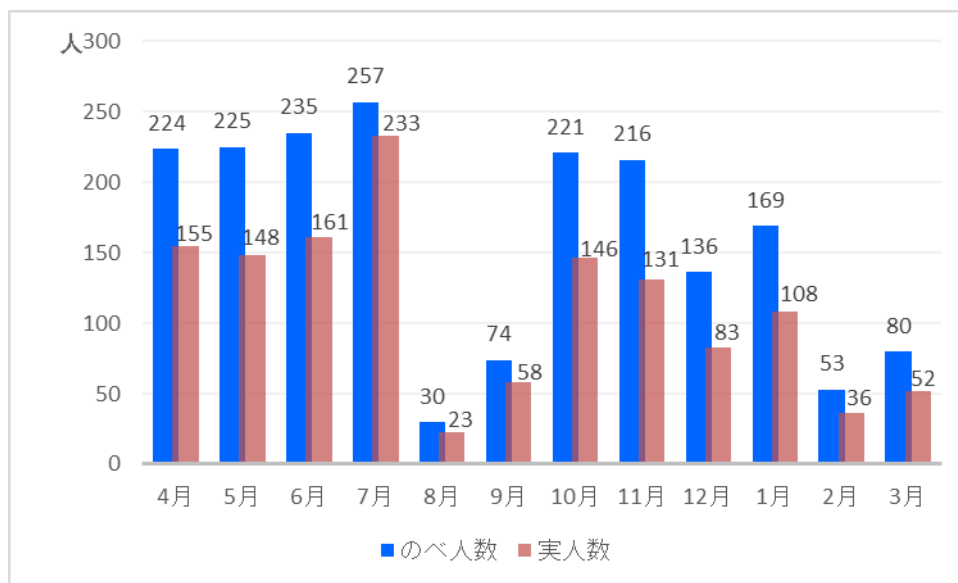
- ・ 処置室兼事務室（1部屋）
- ・ 診察室（1部屋）
- ・ ベッド室（2部屋）
- ・ トイレ・洗面台（1区画）
- ・ 休憩スペース（※健康相談室前）

3. 健康相談室業務内容

- ・ 学生健康診断の実施
- ・ 診察・応急処置・他医療機関との連携
- ・ 健康相談と保健指導
- ・ 教職員との連携（含：公欠対応）
- ・ 連携授業の運営や補助
- ・ 救命講習会などセミナーの実施
- ・ 感染症の注意喚起と予防の実施
- ・ 熱中症注意喚起と応急処置
- ・ 常備薬（市販薬）・衛生用品・救護用品の管理
- ・（健康相談室前）休憩スペース管理
- ・ 学外調査（公的機関等）の対応
- ・ センター連絡会議

4. 健康相談室の利用状況

(1) 月別利用者数



(2) 主訴別利用者数 (のべ人数)

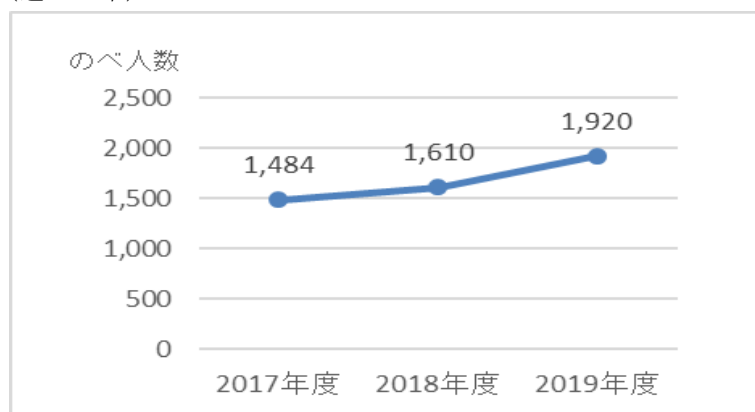
主訴		月度												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
内科的 (473名)	感冒様症状 (発熱、咽頭痛、 咳嗽、鼻汁、鼻閉等)	10	10	19	34	1	3	15	32	10	21	3	1	159
	頭痛(片頭痛等)	7	16	12	19	0	0	11	19	1	17	2	3	107
	胃腸症状 (吐き気、嘔吐、腹痛、 胃痛、下痢、便秘等)	7	11	15	18	0	2	18	4	5	12	2	0	94
	貧血様症状 (めまい、頭痛、吐き気、 動悸、息切れ等)	5	9	7	5	0	2	5	1	1	0	0	0	35
	熱中症様症状 (頭痛、吐き気、倦怠感、 発汗、筋肉痛等)	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	不定愁訴	2	4	3	0	0	2	2	4	1	1	1	0	20
	その他	2	3	6	9	2	3	9	4	9	8	1	0	56
外科、 整形的 (238名)	怪我(靴擦れ、 擦過傷、切傷、 刺傷等)	18	20	18	23	3	12	16	15	6	8	3	0	142
	打撲(捻挫、 突き指、骨折等)	3	8	3	7	0	3	6	4	3	4	0	1	42
	筋肉痛、関節痛等	3	7	17	4	1	0	5	2	5	1	0	0	45
	その他	0	1	0	1	1	0	0	0	4	1	0	1	9
婦人科的 (90名)	生理痛 (腹痛、腰痛等)	5	8	13	11	0	1	10	11	7	11	0	1	78
	PMS	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	4
	その他	2	1	0	0	0	0	1	2	0	1	0	1	8
耳鼻科的(31名)		4	1	1	2	0	5	6	6	5	0	1	0	31
皮膚科的(53名)		5	7	5	10	0	5	6	5	4	6	0	0	53
眼科的(18名)		1	5	1	3	0	1	2	1	1	3	0	0	18
歯科(7名)		2	0	2	1	0	0	0	0	1	0	1	0	7
精神科的 (281名)	パニック症状、 過呼吸等	15	7	1	2	0	1	2	0	1	1	0	0	30
	不安、憂鬱、 疲労感、不眠等	44	43	37	38	4	7	10	17	27	20	4	0	251
睡眠不足(164名)		13	13	14	27	2	12	25	15	12	15	5	11	164
身体計測(31名)		5	4	6	4	0	1	1	4	0	5	0	1	31
健診関係(178名)		56	28	6	20	4	3	13	15	1	6	8	18	178
公欠面談(14名)		0	0	0	3	0	0	2	0	6	3	0	0	14
支援学生(0名)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(428名)		15	17	48	16	12	10	56	54	25	25	22	42	342
合計		224	225	235	*257	30	74	221	216	136	169	53	80	1920

[*7月度：上記人数の他、熱中症予防・アルコールパッチテスト等キャンペーン参加による来室者約250名]

(3) その他の利用状況

- ・救急車連絡1件
- ・病院受診の勧奨128件(内：紹介状発行29件、職員同伴2件)
- ・学内車イス出動27件
- ・学生相談室との新規連携18件
- ・利用傾向(項目別)
 - ・月別ベッド利用数(多数上位)：6月(71名)、7月(63名)。
 - ・来室者曜日別：金曜(426件)、水・月・木・火曜の順でいずれも390件前後。
 - ・来室者学年別：学部1年(465名)、2年(405名)、3年(389名)、4年(203名)の順。
 - ・学科別(多数上位)：英語英文学科、発達心理学科、フランス語フランス文学科の順に多い。

(4) 年度別利用者数（過去3年）



(5) 公欠

2019年度月度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
公欠者数(含インフルエンザ)	17	4	4	6	0	1	3	9	13	25	0	0	82
インフルエンザによる公欠者数	12	1	0	2	0	0	0	8	11	22	0	0	56



・インフルエンザによる公欠者数：2017年度（88名）、2018年度（82名）。

5. 学生定期健康診断

(1) 実施日

- ・2019年4月4日（木）：2年生、4年生
- ・2019年4月5日（金）：1年生、3年生、大学院生

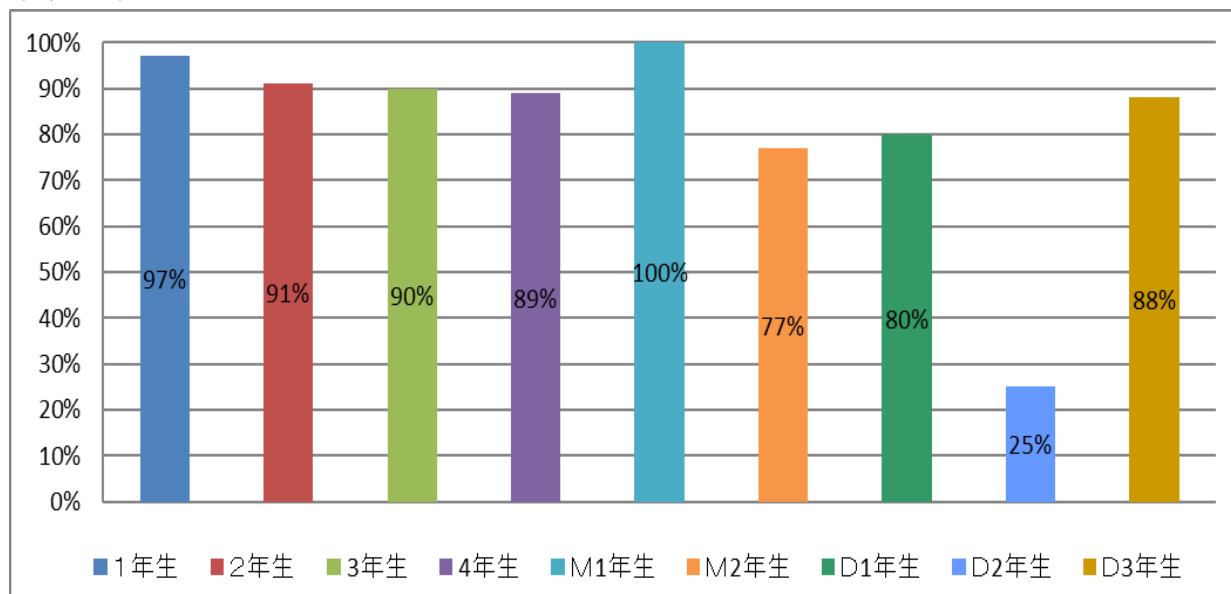
(2) 検査項目

	胸部X線検査	内科検診	血液(貧血)検査	心電図検査	身体測定 (身長・体重・視力)
学部1年	○	○	○		
2年	○	○		○	
3年	○	○			
4年	○	○			○
M1年 D1・2年	○	○			
M2年 D3年	○	○			○

(3) 受診者数・受診割合

		受診対象者数	受診者	欠席者	受診率
1年	国語国文学科	112	108	4	96%
	フランス語フランス文学科	131	120	11	92%
	英語英文学科	99	99	0	100%
	児童文化学科	57	56	1	98%
	発達心理学科	61	61	0	100%
	初等教育学科	80	80	0	100%
	小計	540	524	16	97%
2年	国語国文学科	114	101	13	89%
	フランス語フランス文学科	129	116	13	90%
	英語英文学科	121	107	14	88%
	児童文化学科	50	48	2	96%
	発達心理学科	69	61	8	88%
	初等教育学科	74	73	1	99%
	小計	557	506	51	91%
3年	国語国文学科	124	115	9	93%
	フランス語フランス文学科	106	90	16	85%
	英語英文学科	122	105	17	86%
	児童文化学科	61	56	5	92%
	発達心理学科	59	53	6	90%
	初等教育学科	75	71	4	95%
	小計	547	490	57	90%
4年	国語国文学科	109	95	14	87%
	フランス語フランス文学科	122	108	14	89%
	英語英文学科	110	94	16	85%
	児童文化学科(児文)	67	62	5	93%
	児童文化学科(児発)	61	51	10	84%
	初等教育学科	74	73	1	99%
	小計	543	483	60	89%
修士・ 博士前期	1年	17	17	0	100%
	2年	22	17	5	77%
博士・ 博士後期	1年	5	4	1	80%
	2年	4	1	3	25%
	3年	16	14	2	88%
合計		2,251	2,056	195	91%

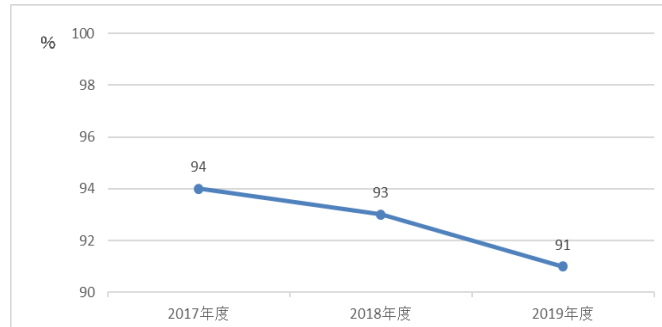
(4) 学年ごと受診率



(4) 有所見者数

- ・胸部 X 線撮影 (全学生) : 9 名
- ・心電図 (学部 2 年生) : 23 名
- ・血液 (貧血) 検査 (学部 1 年生) : 貧血傾向及び疑い 24 名、貧血症 3 名

(5) 年度別受診率 (過去 3 年)



(6) 新学部・学科増設に伴う運用の変更

2019 年度において増設学科が完成年度を迎えた。定員数は 2016 年度比の約 300 名増。健康診断の所用日数・時間は変更せず、引き続き「学生健康調査票」や各種問診票の事前配付と、会場スタッフの増員により実施。

6. 備品・施設等の整備

新規車イス 2 台を導入。これまでの車イスとの相違点として、ノーパンクタイヤと介助者用ブレーキが装着されている。



7. 講習会・キャンペーン等の実施

(1) 普通救命講習

- ・日時: 2019 年 8 月 2 日 10 : 00 ~ 13 : 00 (3 時間)
- ・場所: クララホール
- ・対象: 本学学生・教職員
- ・受講者数: 46 名
- ・指導員: 東京防災救急協会職員、調布消防署職員
- ・内容: 心肺蘇生、AED、気道異物除去



(2) 授業連携における救命講習会 (全 3 回)

- ・日時: ① 2019 年 10 月 15 日 14 : 40 ~ 16 : 10
- ② 16 日 13 : 00 ~ 14 : 30
- ③ 11 月 08 日 16 : 20 ~ 17 : 50
- ・場所: 体育館
- ・対象: 初等教育学科 1 ~ 4 年生
- ・受講者数 (授業名): ① 28 名 (領域健康) 、 ② 32 名 (領域健康) 、 ③ 15 名 (体育)
- ・担当教員: 石沢順子 (初等教育学科教員)
- ・指導員: 調布消防署職員、東京防災救急協会職員、AED 関連企業
- ・内容: 児童・乳幼児における心肺蘇生と AED の使用方法、及び気道異物除去



(3) 救急業務協力者 表彰

- ・ 日程：2019年12月19日
- ・ 内容：令和元年 東京消防庁調布消防署主催
「令和元年火災予防業務協力者・救急業務協力者表彰」における感謝状の受領



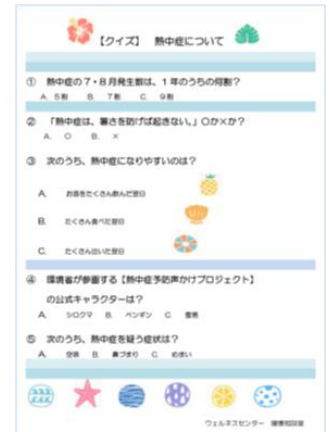
(4) 教職員栄養サポート・ランチセミナー

- ・ テーマ：肌は健康のバロメーター
- ・ 日時：2019年12月6日 11:30~14:30
- ・ 場所：クララホール
- ・ 対象：本学教職員
- ・ 参加者数：53名
- ・ 内容：肌状態の個別のチェックと栄養指導
肌の良い栄養バランスの「健康肌弁当」
管理栄養士によるショートセミナー（20分×3回）



(5) 熱中症対策キャンペーン

- ・ 日時：2019年6月20日~8月1日
- ・ 対象：本学学生・教職員
- ・ 参加者数：70名
- ・ 内容：熱中症予防対策のポスターとクイズの解答者には、環境省のリーフレットと「熱中症について」（健康相談室作成）の資料、参加グッズ等を配付



(6) アルコールパッチテストキャンペーン

- ・ 日時：2019年6月30日~8月31日
- ・ 対象：本学学生・教職員
- ・ 参加者数：191名
- ・ 内容：ポスターの掲示。受検希望者は健康相談室を訪室。エタノール含有ジェルが付着したパッチを腕に貼る。結果が出るまでの20分間に健康相談室スタッフがお酒に対する体質の違いや、それに伴う飲酒の際の心得などを説明。20分後、パッチを剥がし、結果の確認と解説を行う。



Ⅲ. ウェルネスセンター学生相談室報告書

1. 学生相談室概要

(1) 場所

- ・ 2号館 1階

(2) 開室日と開室・相談時間

- ・ 開室日時：月～金曜日 9:00～17:00（閉室：土日祝）
- ・ 相談受付時間：9:30～16:30（予約制、長期休暇期間は週3～4回の相談受付）

(3) スタッフ

- ・ 校医 精神科医 1名、水 13:00～17:00
- ・ カウンセラー 嘱託 3名 月・木（2名）、水（3名）、火・金（1名） 9:00～17:00
- ・ 事務職員 非常勤 2名 9:00～17:00

(4) 室内概況

- ・ 事務室（1部屋）
- ・ 相談室（3部屋）、校医（1部屋）
- ・ 心理検査室（1部屋）
- ・ 心の休憩室（1部屋）

2. 学生相談室業務内容

- ・ 相談業務（カウンセリング）
- ・ 校医及び他医療機関との連携
- ・ 教職員との連携
- ・ センター連絡会議
- ・ スタッフ連絡会議
- ・ 心の休憩室の受付と見守り

3. ウェルネス・サロン

2019年度から、「健康」に役立つ正しい知識を学生・教職員へ伝えるため、お昼みに「ウェルネス・サロン」を実施。場所は、いずれもフォンス・ヴィーテ。

第1回 「過換気症候群について」

日時：5月20日（水） 12:10～12:40

講師：宮本 信也 先生（ウェルネスセンター長・発達心理学科教授・医師）

第2回 「アルコールとのつきあいかた～あなたほどのタイプ？～」

日時：10月16日（水） 12:10～12:40

講師：木村 千恵子 看護師（健康相談室）

第3回 「しんどい人づきあい解消のヒント①～デートDV 予防法～」

日時：11月20日（水） 12:10～12:40

講師：三宅 裕子 カウンセラー（学生相談室）

第4回 「しんどい人づきあい解消のヒント②～嫉妬・別れとの向き合い方～」

日時：12月18日（水） 12:10～12:40

講師：浅野 理佳 カウンセラー（学生相談室）

4. 学生相談室の利用・活動状況

(1) 心の休憩室利用者数

表1 心の休憩室利用者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実数(人)	34	24	20	17	0	8	17	16	10	12	0	0	158
開室日数	18	19	20	22	17	19	21	20	16	13	15	21	221
一日平均実数(人)	1.9	1.3	1	0.8	0	0.4	0.8	0.8	0.6	0.9	0	0	0.7
2018年度 実数(人)	26	23	33	39	2	6	36	43	20	38	1	0	267

- ・前年利用者数は、267人であった(前年比129%)。
- ・心の休憩室は、学生が安心して過ごせるフリースペースで、勉強・読書・食事に利用可能である。

(2) 年間相談利用者数

表2 年間相談利用者数

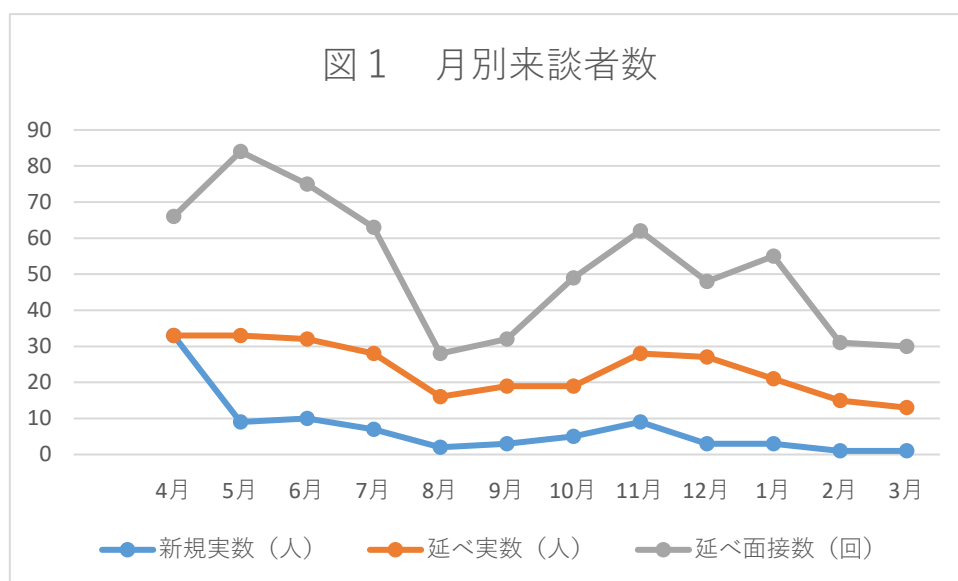
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
実数(人)	109	113	91	93	95	86
面接回数(回)	1077	920	539	622	598	623
平均面接数(回)	9.9	8.1	5.9	6.7	6.3	7.2
利用率(%)	4.2	4.5	3.5	3.6	3.3	3.3

※利用率：在籍者全体における来談者の割合 [来談者実数/在籍者数(学部生及び大学院生)]

(3) 月別相談利用者数

表3 月別相談利用者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規実数（人）	33	9	10	7	2	3	5	9	3	3	1	1	86
延べ実数（人）	33	33	32	28	16	19	19	28	27	21	15	13	284
延べ面接数（回）	66	84	75	63	28	32	49	62	48	55	31	30	623
2018年度 新規実数（人）	24	13	17	9	1	4	8	11	3	4	1	0	95
2018年度 延べ実数（人）	25	28	38	38	18	23	34	32	25	25	13	12	311
2018年度 延べ面接数（回）	47	68	92	70	25	35	67	69	41	49	19	16	598



- ・「延べ実数」は、新規実数を含むのべ相談利用者数を示す。

(4) 学科別相談利用者数

表4 学科別相談利用者数

											(単位：人)	
学科（在籍者数）	1年	2年	3年	4年	大学院	休学生	保護者	※その他	合計			
									利用率	昨年度		
国文（467）	3	4	5	5	0	1	0	0	18	3.9	25	
仏文（496）	3	6	2	4	1	0	1	0	17	3.2	19	
英文（453）	6	1	2	0	0	0	1	2	12	2.0	17	
児文（256）	3	2	2	2	1	1	2	0	13	4.3	14	
発心（270）	4	5	5	0	1	0	3	0	18	5.6	17	
初等（303）	3	0	0	4		0	1	0	8	2.3	2	
その他（6）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
合計（2251）	22	18	16	15	3	2	8	2	86	3.4	-	
昨年度	28	12	11	18	4	5	16	1	95	3.5	95	

（※その他は、卒業生・退学者）

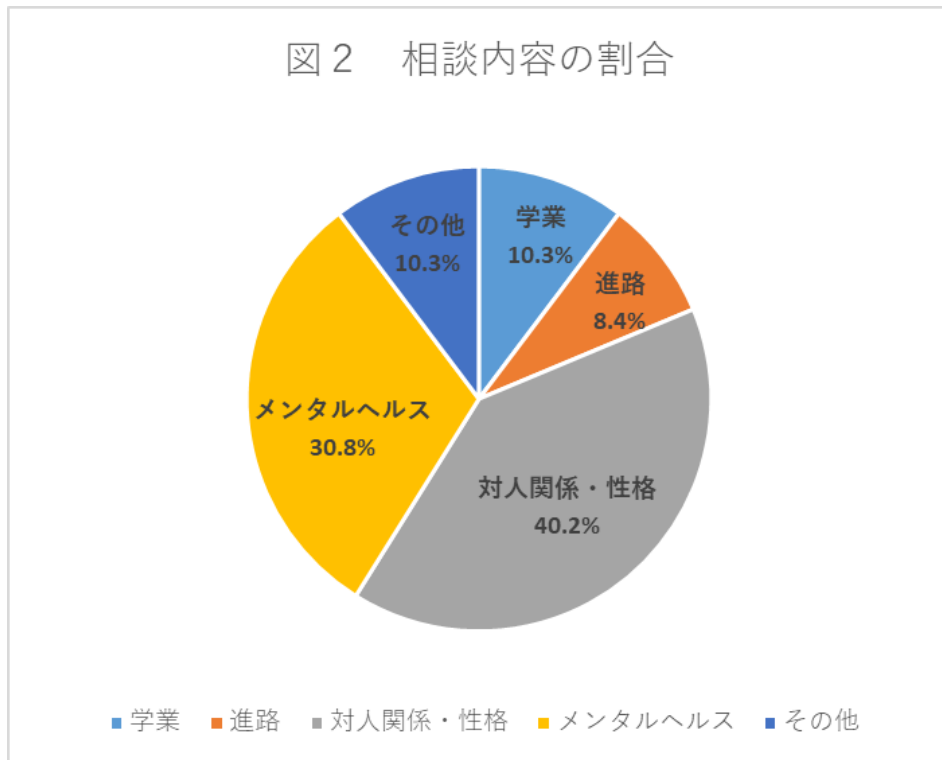
(5) 相談内容別利用者数（相談内容は重複あり）

表5 相談内容別利用者数

相談内容		学年	1年	2年	3年	4年	院生	*他	合計		%		平均面接数（回）	
									昨年度		昨年度		昨年度	
進路相談	学業	実数(人)	3	1	1	2	1	3	11	9	10.3%	8.3%	9.6	3.0
		延べ面接数(回)	53	13	3	6	12	19	106	27	-	-		
	進路	実数(人)	1	0	1	4	1	2	9	12	8.4%	11.0%	11.3	5.2
		延べ面接数(回)	14	0	3	13	42	30	102	62	-	-		
心理相談	対人関係・性格	実数(人)	9	15	8	6	2	3	43	43	40.2%	39.4%	9.0	9.1
		延べ面接数(回)	79	150	74	26	42	17	388	392	-	-		
	メンタルヘルス	実数(人)	11	8	3	4	1	6	33	28	30.8%	25.7%	8.0	10.2
		延べ面接数(回)	119	46	26	29	12	33	265	285	-	-		
その他		実数(人)	5	1	3	0	0	2	11	17	10.3%	15.6%	5.9	3.3
		延べ面接数(回)	43	3	9	0	0	10	65	56	-	-		
学年別合計		実数(人)	29	25	16	16	5	16	107	109	-	-	8.7	7.5
		延べ面接数(回)	308	212	115	74	108	109	926	822	-	-		
平均面接数			10.6	8.5	7.2	4.6	21.6	6.8	8.7	7.5	-	-	-	-

- ・「*他」は、休学生・卒業生・退学者・保護者
- ・「学業」は①履修②休学③退学④編入⑤再受験に関する相談も含む
- ・「進路」は主に就職もしくは進学に関する相談
- ・「対人関係・性格」は対人関係、性格上の問題、生き方などについての相談
- ・「メンタルヘルス」の相談内容は、心身の不調、医療機関受診など
- ・「その他」は家族・友人など身近な人に関する相談、ハラスメント相談、経済的な相談、不適応など

図2 相談内容の割合

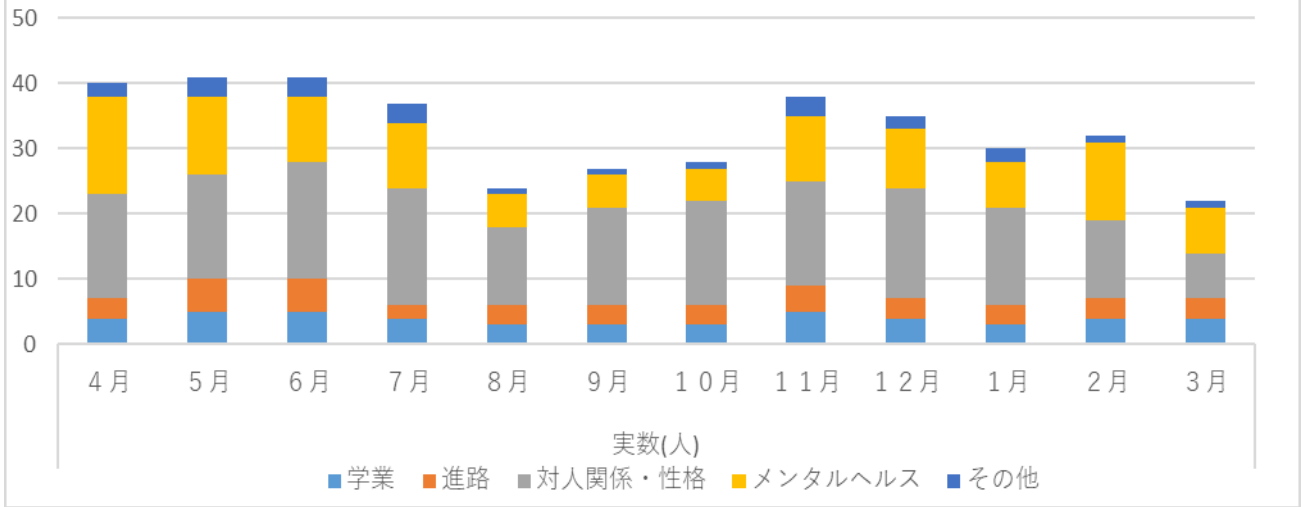


(6) 月別相談内容

表6 月別相談内容（相談内容は重複あり）

相談内容	実数(人)												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
進路相談	学業	4	5	5	4	3	3	3	5	4	3	4	4	47
	進路	3	5	5	2	3	3	3	4	3	3	3	3	40
心理相談	対人関係・性格	16	16	18	18	12	15	16	16	17	15	12	7	178
	メンタルヘルス	15	12	10	10	5	5	5	10	9	7	12	7	107
その他	2	3	3	3	1	1	1	3	2	2	1	1	23	
合計	40	41	41	37	24	27	28	38	35	30	32	22	395	

図3 月別相談内容



(7) 連携先

表7 連携先と連携回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(単位：回)	
													合計	昨年度
教員	0	4	7	3	0	0	0	2	0	1	9	1	27	217
職員	5	1	8	11	13	11	5	8	2	0	29	11	104	242
校医（精神科医）	4	7	0	1	0	1	0	6	0	0	0	0	19	79
健康相談室	30	22	19	13	4	2	4	2	12	8	3	0	119	103
外部医療機関	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	32
カウンセラー	7	8	2	0	0	3	11	8	5	0	2	0	46	32
合計	50	42	40	28	17	17	20	26	19	9	43	12	323	-
昨年度	68	116	85	97	29	51	93	79	27	33	9	18	-	705

図4 連携先の割合

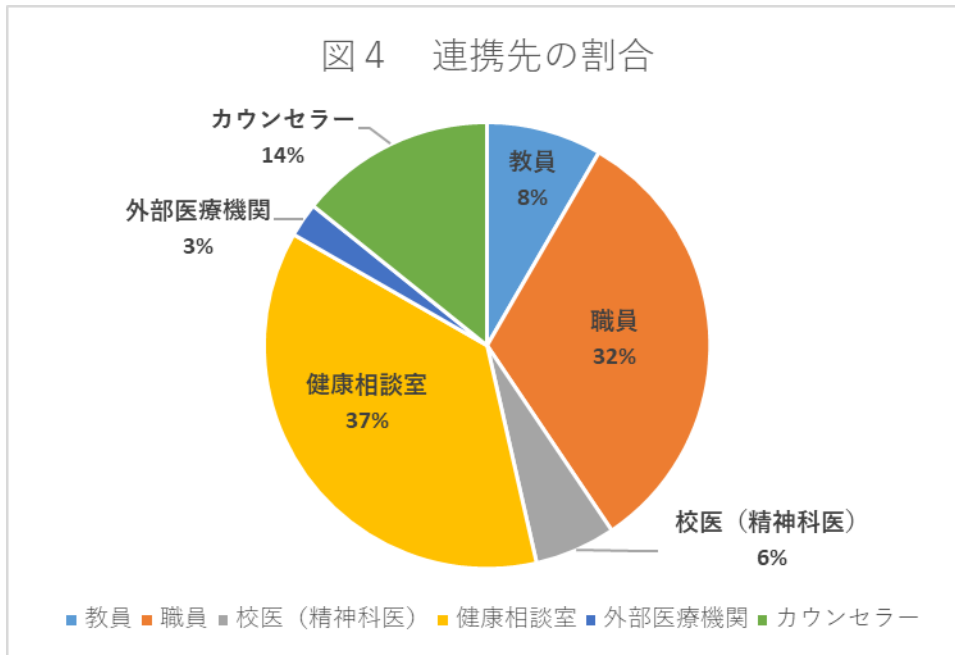
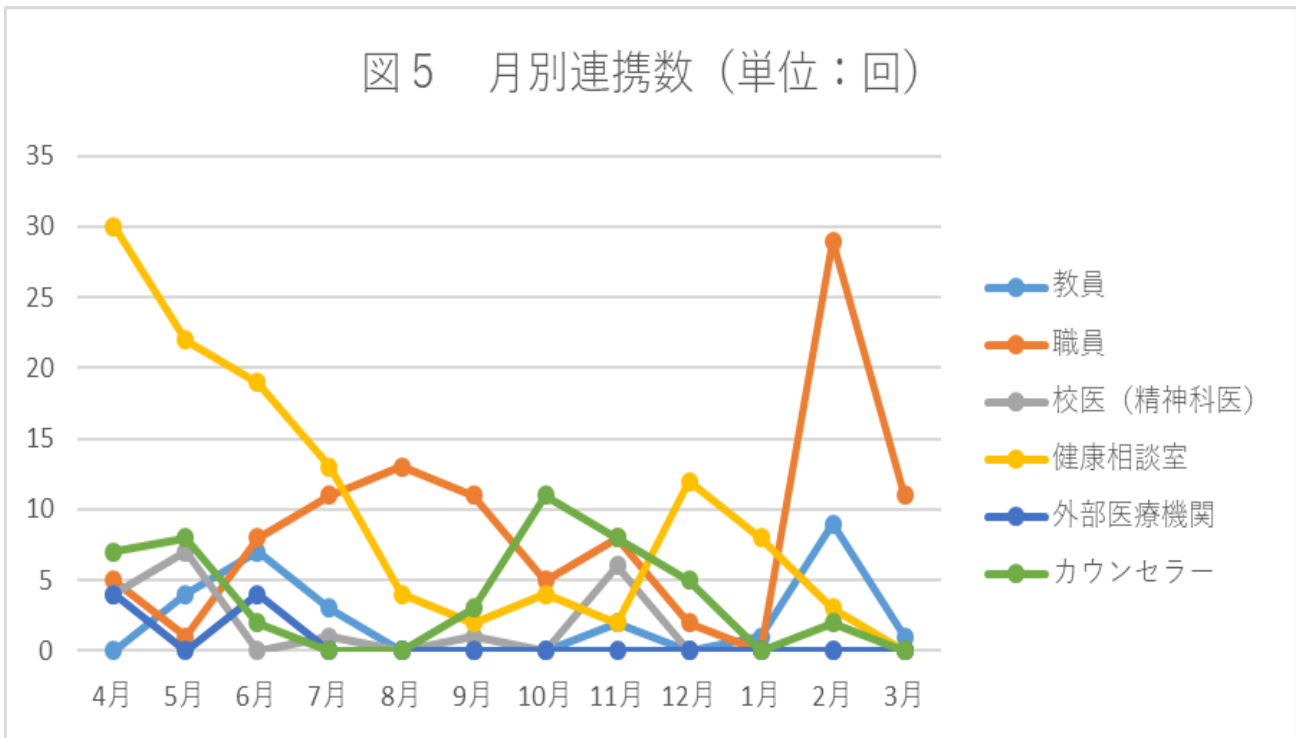


図5 月別連携数（単位：回）



2019年度の相談は、平均面接回数が増えており（表2）、継続的な相談が多いことが窺える。来談者数は年度初めが最も多い。相談回数は5月にピークに達した後、減少傾向になるが、夏期休暇明けに増加し、11月に2回目のピークを迎える（図1）。新年度を迎え、問題に遭遇した学生が継続的に相談室を利用しながら何とか学生生活をやり過ごすものの、夏期休暇明けに棚上げしていた問題に再び向き合う時期が11月なのかもしれない。

学年別利用者数は、他学年に比して1年生が多く、大学という新しい環境に馴染むまでの不安や戸惑いがあることを物語っている（表4）。学科別の利用者数は年度によって変動するが、発達心理学科の利用率は他学科よりも多い傾向にあり、心理相談への関心や親和性の高さが窺える（表4）。学生自身が問題に対処できない場合には、保護者の来談が相談のきっかけとなる場合もある（表4）。

相談内容としては、「対人関係・性格」や「メンタルヘルス」に関する相談が全体の71%を占めている。「学業」や「進路」に関する相談は、昨年度までは前期に集中し単回で終了する傾向にあったが、今年度は継続的な相談が増加しており、内面と向き合いながら時間をかけて支援するケースが増えていると言える。

外部との連携では、4月にメンタルケアが必要と思われる学生が健康相談室の看護師から紹介され、継続的な心理相談に繋がった。年間を通して健康相談室との連携が最も多く（図4、図5）、医療との連携も含め、前期に集中している。（表7、図5）。前期は、環境の変化に苦慮する学生に適切な支援資源を提供したり、環境調整を行ったりする時期と言える。2月は教職員との連携が一時的に増加したが（図5）、年間を通しての連携総数は減少している（表7）。これは、ウェルネスセンターによる組織的な支援体制が整ったことで、カウンセラー以外のスタッフも教職員との連携を担うようになったためと思われる。

2019年度 所感

ウェルネスセンターは、発足から3年目を迎えました。本年度は、新たな試みとして「ウェルネス・サロン」を企画しました。「ウェルネス・サロン」は、心身の健康に役立つ正しい知識を発信することを目的としたミニレクチャーです。初年度ながら計4回開催し、学生のみならず教職員の積極的に参加する様子から、興味関心の高さがうかがえました。学生相談室では、悩みや困りごとを抱えた学生へのカウンセリングを主な業務としながら、学生にかかわる教職員との連携に努めています。昨年度まで、学生相談室スタッフが手作りスープでもてなす「あったかスープの会」を実施していました。この会は、学生相談室を身近に感じてもらうという目的を十分に達する取り組みでした。「ウェルネス・サロン」はこの取り組みをさらに進め、学生が悩み、成長することを支える、知識の提供や予防的介入の機会として継続していきたいと考えています。

こうした中、2019年の暮れからCOVID-19が世界中に猛威を振るい、日常が一変しました。一時は当相談室も休室を余儀なくされ、学生との交流が絶たれなす術なく途方に暮れました。コロナ禍は今後数年続くとされています。学生相談室として、「見えない不安」に翻弄されるのではなく、現実を見据えながらこの困難に持ちこたえ、学生のニーズに応じられるよう、できることを模索し続けます。

学生相談室 カウンセラー 菊地 亜衣子

IV. ウェルネスセンター学生寮報告書

1. 学生寮年間主要業務カレンダー

月	事 項
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ■入寮式・入寮研修 ■入学式 ■新入生歓迎会
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ■防犯講座（調布警察協力）
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ■2019 年度オープンキャンパス開始（学生寮見学対応） ■ティーチングアシスタント（TA）の入寮（※台湾より1ヶ月間）
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ■夏期施設備品整備 ■中学生職場体験 ■オープンキャンパス（学生寮見学対応）
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ■大型設備定期メンテナンス ■オープンキャンパス（学生寮見学対応）
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ■次年度在学生の在寮・退寮調査開始
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ■A0 推薦入試合格者の学生寮申し込み受付開始 ■調布市花火大会（屋上の開放）
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ■指定校・姉妹校推薦入試合格者の学生寮申し込み受付開始 ■避難誘導訓練 ■4 年生による就職活動報告会
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ■学生寮満室による女子学生会館調査対応 ■クリスマスメニュー提供 ■クリスマス会
1 月	
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ■センター・一般入試合格者の学生寮申し込み受付開始 ■在学生の退寮 ■年度末施設備品整備 ■留学生の入寮（※台湾・フランスより半年～1年間） →今年度は入寮予定なし
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ■在学生の退寮 ■退寮部屋の居室清掃とリフォーム ■年度末施設備品整備 ■卒業式 ■卒業生の退寮 ■新入生荷物受け入れ・入寮 ■寮生規約説明会（在寮生対象） →今年度は3月実施せず

2. 学生寮概要

(1) 場所

- ・東京都調布市国領町 1-3-10

(2) スタッフ

- ・事務職員（非常勤 3 名：月・木（1 名）、火・金（1 名）、水・木・土（1 名））10:00～18:00
- ・寮母（住み込み：委託）
- ・調理師（住み込み：委託）※日曜日と一斉休暇を除く朝食及び夕食の提供

(3) 寮内概況

- ・玄関（カードキー式自動扉）
- ・事務室・フロント・ロビー（1 部屋・1 区画）
- ・食堂・厨房・配膳室
- ・学習室（1 部屋）
- ・居室（83 部屋）
- ・電源室（4 部屋）
- ・洗濯室（3 部屋）
- ・寮母居室（1 部屋）
- ・非常口（8 箇所）、非常階段（南北 2 箇所）

3. 学生寮業務内容

- ・在寮生の生活管理・見守り
- ・寮見学の受験生対応
- ・食事の提供
- ・次年度在寮・退寮管理
- ・新入寮生への各種対応
- ・卒業生への各種対応
- ・寮生規約・寮生活の心得の管理
- ・在寮生との面談・各種対応
- ・在寮生への指導
- ・保護者への各種対応
- ・在寮留学生への各種対応
- ・センターとの連携
- ・居室・施設・備品の維持管理
- ・小口現金管理他、支払い業務対応
- ・小口の修理・修繕対応（含：業者手配）
- ・感染症・伝染病の際の特別対応
- ・センター連絡会議
- ・学生寮定例会
- ・防犯啓蒙活動
- ・避難誘導訓練

4. 学生寮の利用者数

2018年4月現在

2019年度寮生学科別総数

	国文	仏文	英文	児文	発心	初等	計
1年生	2	5	6	1	4	7	22
2年生	3	2	7	1	0	2	24
3年生	2	3	4	3	0	2	19
4年生	4	4	2	2	1	2	6
計	11	14	19	7	5	13	71

留学生 3 総計72人

2019年度寮生出身地別総数

北海道	1	栃木	2	長野	3	滋賀	0	岡山	0	佐賀	0	台湾	2
青森	1	群馬	2	富山	0	京都	0	広島	1	長崎	1	フランス	1
秋田	1	山梨	0	石川	0	兵庫	0	山口	0	熊本	2		
岩手	11	千葉	1	福井	0	大阪	0	香川	0	大分	2		
山形	0	埼玉	2	静岡	4	奈良	0	愛媛	2	宮崎	3		
宮城	7	東京	2	岐阜	0	和歌山	0	徳島	1	鹿児島	0		
福島	2	神奈川	4	愛知	2	鳥取	0	高知	1	沖縄	0		
茨城	2	新潟	4	三重	1	島根	1	福岡	3				
計	25		17		10		1		8		8		3

総計72人

2019年度入試別入寮生総数

AO (5人) 指定校・姉妹校推薦 (15人) 一般 (5人) 在学生 (1人) その他 (1人) ・ ・ 計26人

※在学生は2年生より入寮

5. 年間総括

ウェルネスセンター傘下となった3年目の活動は、主として業務効率化に取り組む1年となった。前年度課題となっていた老朽化による施設・備品の修理修繕の多発という事象に対して、迅速に、適切に、誰がどのような方法で、何を基準に行動に移すかという方法論について、管財課の協力を得ながら検討を行った。

最終的には、大学の財務稟議基準をベースに、その基準を学生寮の施設管理業務にあてはめて金額基準を決めることで、次の3パターンの修理修繕の基準を策定し実行した。

(パターン1)

- ・高額・大規模業務は、管財課長の指示の下で行う。

(パターン2)

- ・合い見積もりが必要となる中規模業務は、管財課長とウェルネスセンター事務室が協力して行う。

(パターン3)

- ・合い見積もりが必要とならない小規模業務は、ウェルネスセンター事務室と学生寮が協力して行う。

業務のパターン分けにより分かったことは、思っていた以上に（パターン3）の小規模業務が多かったということである。そのため、学生寮自らが業務を主体的に動かせるケースも増え、結果的に業務効率化とスピードアップという両面での効果を得ることができた。学生寮担当職員からも、「以前と比べて断然やりやすくなった。」という声が聞かれ、引き続き次年度もこのパターン分けによる業務分担を継続して行きたいと考えている。

一方、在寮生の居室管理については、前年度に行った「【新版】寮生活の心得」の配布と夏休み直前に行う居室チェックが2年目となり、居室管理には大きな進捗が見られた。

前年度は数部屋で整理整頓の不備が見られた居室も、今年度は減少し、居室不備は2室のみであった。

その他、学習室のパソコンのWindows7⇒Windows10への移行も、紆余曲折あったものの、最終的にはスムーズに行うことができ、寮生への影響なく完了することができた。

(編集後記)

順調に滑り出した2019年でした。2020年の東京オリンピック開催に向けて、明るい年明けになるはずでしたが、年末には中国から不穏な空気が流れてきました。

その時には、「新型コロナウイルス感染症」という未知の病原菌に長期的に苦しめられるとは、誰も予想だにしていなかった筈です。実のところ私自身も、そのうちに収まるだろうと高を括っていました。本当に、人生は何が起こるかわかりません。 (F・K)

白百合女子大学ウェルネスセンター規程

第1章 総則

第1条 白百合女子大学学則第 47 条および白百合女子大学大学院学則第 32 条に基づき、白百合女子大学ウェルネスセンター（以下「ウェルネスセンター」という。）の組織および運営に関して、必要な事項を定める。

第2章 目的

第2条 ウェルネスセンターは、精神的・身体的な相談、健康管理、学生寮、障害を有する学生等への支援、ボランティアを通して、本学の学生、教職員、その他これを必要とする人々の利用に供し、心身の健康の保持及び増進を図るとともに、すべての学生の多面的成長を促すことを目的とする。

第3章 職員

第3条 ウェルネスセンターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専門性を有した職員
- (3) 事務職員
- (4) その他必要な職員

- 2 センター長は、ウェルネスセンター運営に見識のある専任教員のうちから学長が任命する。任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 センター長はウェルネスセンターを統括し、代表する。
- 4 専門性を有した職員は、各サービスに関しての専門職として、ウェルネスセンター業務に従事する。
- 5 事務職員およびその他必要な職員は、ウェルネスセンター業務に従事する。

第4条 センター長は、職員の資質向上を図るため、各種の教育・研修、調査・研究の機会を与える。

第4章 業務分掌

第5条 ウェルネスセンターの業務分掌は別に定める。

第5章 ウェルネスセンター運営委員会

第6条 ウェルネスセンターに関する事項について協議するため、ウェルネスセンター運営委員会を置く。ウェルネスセンター運営委員会に関する規程は別に定める。

第6章 利用

第7条 ウェルネスセンターを利用することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本学学生
- (2) 本学教職員および学則第46条に定める研究施設構成員
- (3) その他センター長の許可したもの

第8条 ウェルネスセンターの利用に関する事項は別に定める。

第7章 規程の改正

第9条 この規程の改正は、ウェルネスセンター運営委員会の議を経て、学長が決定する。

付則 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

この規程は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

白百合女子大学ウェルネスセンター運営委員会規程

(設置)

第1条 白百合女子大学ウェルネスセンター規程第 6 条に基づき、白百合女子大学ウェルネスセンター運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、ウェルネスセンターにおける活動が持続的に実行されるよう、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) ウェルネスセンターの事業計画に関する事項
- (2) 学生相談室に関する事項
- (3) 健康相談室に関する事項
- (4) 学生寮に関する事項
- (5) その他、ウェルネスセンターの運営に関する必要な事項

(構成)

第3条 委員会は次の構成員をもって組織する。

- (1) ウェルネスセンター長（以下「センター長」という）
 - (2) 各学科及び各センターより選出された教員各 1 名
 - (3) ウェルネスセンター事務室長
 - (4) 学生支援部事務部長および学生生活課長
 - (5) その他、センター長が必要と認めた者
- 2 センター長は委員長となり、委員会を招集し、議長となる。
 - 3 第 1 項 (2) の委員は、学生・就職委員会の委員をもって充てる。
 - 4 委員会は原則として年 2 回開催する。ただし、第 1 項 (2) に定める委員の過半数の要請があった時、またはセンター長が必要と認めた時は、センター長は随時委員会を招集する。

(事務)

第4条 委員会の事務は、ウェルネスセンターが担当する。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

付則 この規程は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

白百合女子大学ウェルネスセンター所属員のためのガイドライン

(目的)

第1条 白百合女子大学ウェルネスセンター規程に基づき、本センターに所属する教職員（以下「所属員」という。）は、他の教職員及び学生と協力し、本学に関わる全ての人のこころと体の健康の保持及び増進に貢献することを目的として、ここにガイドラインを定める。

(基本的倫理)

第2条 所属員は、支援や配慮の対象となる人々（以下「対象者」という。）に対し、その質を高めることを通じ、よりよい大学づくりに貢献するよう努めるとともに、次の各号について留意し行動する。

- 1 基本的人権をはじめとした関係法令等の遵守はもちろん、その啓発活動も責務とする。
- 2 所属員は、こころの事象に関しては、「臨床心理士倫理綱領」をよく理解した上で行動する。
- 3 所属員は、体の事象に関しては、「看護者の倫理綱領」をよく理解した上で行動する。
- 4 所属員は、常にこころと体の健康のバランスを保ち、自らの状態を良好にするように努める。

(秘密保持)

第3条 所属員は、対象者の個人情報に関わる秘密保持、情報開示については「臨床心理士倫理綱領」と「看護者の倫理綱領」内に記載の秘密保持に準じて行動する。

第4条 所属員同士は、必要に応じて専門家の判断で対象者に関わる情報共有や連携を行うことがあるが、その場合も、本センター外への秘密保持、情報開示については前条のとおりとする。

第5条 自傷・他害・その他犯罪行為など、対象者に重大な危険がある場合は、守秘義務の例外となり緊急対応として取り扱う。

(対象者との関係)

第6条 所属員は、原則として対象者や関係者との間で、職業的関係及び社会的関係以外の私的関係を持つ

てはならない。

第7条 所属員は、対象者との間に信頼関係を構築するよう努め、その上で支援・配慮を提供する。

(インフォームド・コンセント)

第8条 所属員は、対象者を支援・配慮するにあたり、支援内容の透明性を確保するように努め、次の各号について留意する。

- 1 支援・配慮の内容について、対象者に理解しやすい方法で十分な説明を行い、同意が得られるように努める。
- 2 判断能力等から対象者自身が十分な自己決定を行うことができない場合、対象者の保護者または後見人等との間で十分な説明を行い、同意が得られるように努める。ただし、その場合でも対象者本人に対してできるだけ十分な説明を行うよう努める。
- 3 支援内容について、いつでもその見直しの申し出を受け付けることを対象者に伝達する。
- 4 自傷・他害・その他犯罪行為などの恐れがあると判断された場合には、守秘よりも緊急の対応が優先される場合のあることを対象者に伝え、了解が得られないまま緊急の対応を行った場合は、その後も継続して対象者に説明を行うよう努める。
- 5 面接、面談、相談等の内容については、その内容を客観的かつ正確に記録する。この記録等については、原則として対象者との面接等の最終日から5年間保存する。
- 6 対象者以外から当該対象者についての支援や配慮を依頼された場合は、その内容について熟考し、必要に応じて関係者との話し合いや聞き取りを行い、支援・配慮の内容を別途検討する場を設ける。

(自己啓発・能力開発)

第9条 所属員は、本学の所属団体が実施する教育プログラムを定期的受講し、自らの知識や能力の維持・開発に努め、合わせて学内の啓発活動にもつなげるように努める。

(対象範囲)

第 10 条 本ガイドラインは、白百合女子大学ウェルネスセンターに所属する教職員に適用する。

(質問に関する照会先・相談先)

第 11 条 所属員が対象者に対して支援・配慮を行うにあたり、本ガイドラインで示されている内容以外に質問がある場合は、その内容及び事象をウェルネスセンター長及び事務室長に照会・確認する。

(本ガイドラインの改廃)

第 12 条 本ガイドラインの改廃は、ウェルネスセンター運営委員会の意見を聴いて、学長が行う。

附則 本ガイドラインは、2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から施行する。

白百合女子大学ウェルネスセンター支援者のためのガイドライン

(目的)

第1条 白百合女子大学ウェルネスセンター規程に基づき、学生や教職員の支援や配慮をする教職員（以下「支援者」という。）は、第6条に規定するプロジェクトのメンバーとして活動するにあたり、その対象となる人々（以下「対象者」という。）の基本的な人権を守り、こころと体の健康の保持及び増進を図ることを目的として、ここにガイドラインを定める。

(基本的倫理)

第2条 支援者は基本的な人権をはじめとし、関係法令等の遵守を責務とする。

第3条 支援者は、対象者のプライバシーを尊重するよう努める。

第4条 支援者は、こころと体の健康のバランスを保つよう努める。

(秘密保持)

第5条 支援者と対象者との関係を維持するために、次の各号について留意しなければならない。

1 秘密保持

支援のために知りえた対象者及び関係者の個人情報及び相談内容については、法令等の定めがある場合などを除き、守秘を第一とする。

2 情報開示

対象者の個人情報及び相談内容はもちろん、本センターから共有された対象者に関わる情報等は第三者に開示してはならない。

3 情報の保管

個人情報及び相談内容等が不用意に漏洩されることのないよう、ノートやメモなどの記録媒体やメディアやメモリなどの電子媒体の管理保管には、支援者個々人が最大限の注意を払い、不要になったものについては速やかにシュレッダー等で廃棄・除却を行う。なお、記録媒体や電

子媒体の保管は、原則として対象者の卒業もしくは退学・除籍後3年間を目処とする。

(集団守秘)

第6条 1人の対象者について1つのプロジェクトを設定する。プロジェクトは、対象者を直接支援・配慮するウェルネスセンター所属員と支援者で構成する。プロジェクトメンバーは、第5条の秘密保持については細心の注意を払うこととし、プロジェクト以外の者に情報公開を行う場合は、必ず本人の同意を取るようとする。

(対象者との関係)

第7条 支援者は、プロジェクトメンバーとして活動するにあたり、原則として対象者との間で「支援者-対象者」「教職員-学生」「教職員同士」という社会的関係以外の関係を持たないように努める。

(支援・配慮に関する基本的な考え方)

第8条 支援者は、「白百合女子大学ウェルネスセンター所属員のためのガイドライン」第8条の各号を、理解した上で対象者への支援・配慮を行う。

(適用範囲)

第9条 本ガイドラインは白百合女子大学を構成する全教職員に適用する。

(質問に関する照会先・相談先)

第10条 本ガイドラインの担当部署はウェルネスセンターとする。支援者が対象者に対して支援・配慮を行うにあたり、本ガイドラインで示されている内容以外に質問がある場合は、その内容及び事象をウェルネスセンターに照会・確認する。

(本ガイドラインの改廃)

第 11 条 本ガイドラインの改廃は、ウェルネスセンター運営委員会の意見を聴いて、学長が行う。

附則 本ガイドラインは、2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から施行する。

2019 年度白百合女子大学ウェルネスセンター報告書

2020 年 3 月発行

発行・編集

白百合女子大学ウェルネスセンター

〒182-8525 東京都調布市緑ヶ丘 1-25

TEL : 03-3326-0107

FAX : 03-3308-4710

